

2005年11月21日

本邦初、大学発特許の知財信託アレンジメントで基本合意締結

株式会社パテント・ファイナンス・コンサルティング（以下、PFC、代表取締役 日野 慎二）は、九州大学発ベンチャー企業が保有する「特許を受ける権利」の信託設定に向けて、三菱 UFJ 信託銀行株式会社（以下、三菱 UFJ 信託銀行、取締役社長 上原治也）を受託者とする信託の基本合意書を関係者間で締結し、日本で初めての大学発特許の知的財産権信託の合意をアレンジメント致しました。

本件は、昨年 12 月の信託業法改正後、日本国内における大学発特許の知的財産権信託としては本邦初の案件となります。本件の信託は、1) 特許ライセンス体制の確立、2) 将来の資金調達の実現を目的として、発明や特許出願から比較的早い時期に組成を致します。本件組成後は、信託を中心に専門家集団が関与してライセンス戦略や交渉を行ない、「特許を受ける権利」のキャッシュフローでみた価値（財産的価値）を高めるための保護・活用を行います。将来、本件特許の財産的価値が最大限になった時点で、証券化等による資金調達を検討する予定です。

本件は、PFC のアレンジメントにより、三菱 UFJ 信託銀行と九州大学発ベンチャー企業との間での信託設定を行うものです。なお、はだて特許事務所（所長 弁理士 羽立 幸司）が本件の特許を鑑定し、新日本監査法人がベンチャー企業への信託会計処理アドバイスを行い、新日本税理士法人福岡が特許価値の評価を行ないます。

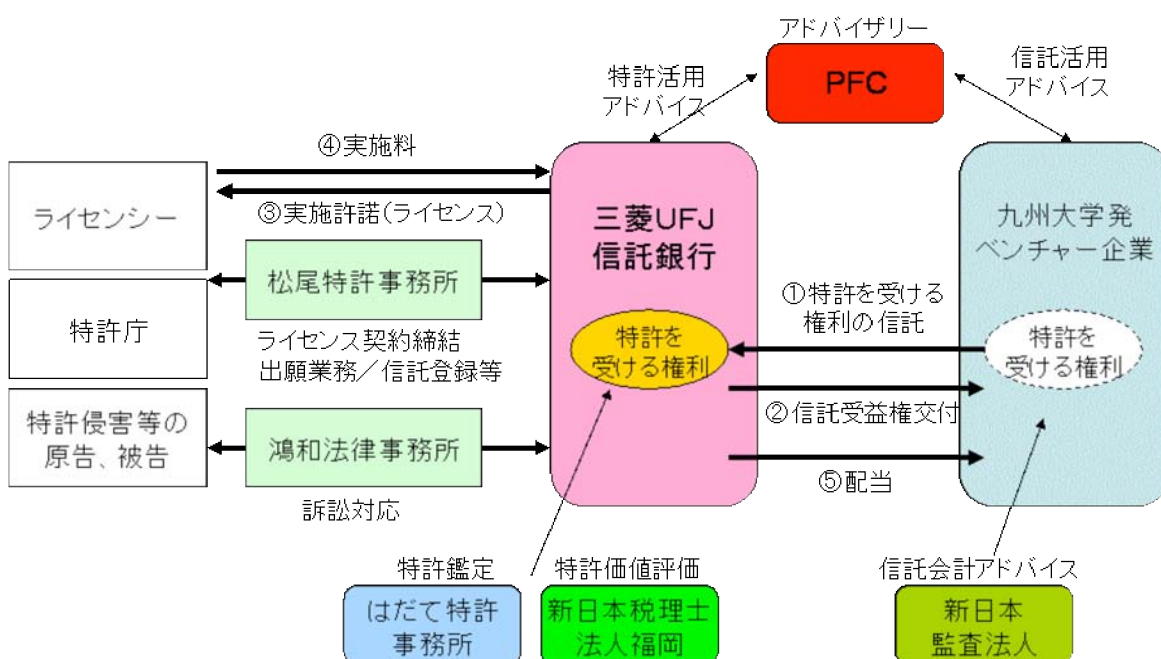
また、信託設定後は、PFC がアドバイザーとして特許の活用を助言、鴻和法律事務所（弁護士 田中雅敏）が訴訟対応を担当し、松尾特許事務所（所長 弁理士 松尾 憲一郎）が特許庁の対応やライセンス契約締結を担当します。

弊社は、今後も事業法人及び産学連携における大学発特許・技術開発等を対象として、ファイナンスの仕組みを構築するアレンジャーとしての立場を確立していきたいと考えております。信託や特別目的会社（SPC）等のスキームを活

用しながら、知的財産に関わる資金調達案件への取り組みを積極的に行って参ります。

以上

【本件に係わる知的財産権信託のスキーム図】



<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社パテント・ファイナンス・コンサルティング

Mail : info@ptfc.co.jp

電話 : 03-3746-1210